

第 59 回

# 職員の給与等に関する報告および勧告

平成 21 年 10 月

福 井 県 人 事 委 員 会

(ページ調整のための白紙)

写

人委 第 328 号  
平成 21 年 10 月 6 日

福井県議会議長 齊藤 新緑 様  
福井県知事 西川 一誠 様

福井県人事委員会  
委員長 川上 賢正

### 職員の給与等に関する報告および勧告について

地方公務員法第 8 条、第 14 条および第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。  
この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

(ページ調整のための白紙)

## 報 告

## 1 職員の給与

## (1) 在職者数および平均給与月額

本委員会は、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。以下「職員」という。）の給与等の実態を把握するため、本年4月「平成21年福井県職員給与実態調査」を実施した。その結果によると、第1表に示すとおり、在職者数は、13,359人であって、これら在職者の平均年齢は42.6歳であり、また、その男女別構成は男58.5%、女41.5%となっている。

これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、警察職、教育職、研究職、医療職、福祉職の6種9給料表の適用を受けており、このうち、行政職給料表適用職員の平均給与月額は、給料348,806円、扶養手当9,863円、地域手当5,148円、計363,817円であり、警察官、教員、研究員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、給料371,966円、扶養手当8,918円、地域手当5,716円、計386,600円である。

第1表 平均給与月額、在職者数、平均年齢等

給料表		行政職	警察職	教育職 (一)	教育職 (二)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	福祉職	全給料表
区 分											
平均 給 与 月 額	給 料	348,806	342,914	396,331	390,845	395,953	466,679	331,401	332,037	365,273	371,966
	扶養手当	9,863	13,511	9,315	7,140	11,885	17,552	6,259	2,440	3,308	8,918
	地域手当	5,148	4,753	5,297	5,239	5,520	69,808	4,478	4,364	4,833	5,716
	計(円)	363,817	361,178	410,944	403,224	413,359	554,040	342,139	338,841	373,414	386,600
人 員(人)		3,338	1,655	2,249	4,734	296	125	266	670	26	13,359
性別 (人)	男	2,365	1,577	1,325	2,047	244	103	115	37	6	7,819
	女	973	78	924	2,687	52	22	151	633	20	5,540
学 歴 (人)	大 学	2,014	894	2,042	4,549	267	125	167	179	9	10,246
	短 大	446	34	89	185	15		98	475	17	1,359
	高 校	873	726	118		14		1	15		1,747
	中 学	5	1						1		7
年 齢(歳)		42.6	40.6	43.0	43.6	44.2	42.3	40.1	38.6	42.8	42.6
経 験 年 数(年)		21.4	19.8	20.6	21.2	21.7	18.9	18.1	17.6	21.2	20.7

- (注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。  
 2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」は小数点以下第1位を四捨五入しているため、これらの合計が計と一致しない場合がある。  
 3 再任用職員は含まれていない。(以下、第4表までについて同じ。)  
 4 教育職(一)の適用機関は県立学校、教育職(二)の適用機関は市町立学校である。

## (2) 扶養手当の支給状況

扶養手当の支給状況について調査した結果によると、第2表に掲げるとおり受給職員は6,011人で、全職員の45.0%を占めており、職員1人当たり平均扶養親族数は1.0人（受給職員平均では2.2人）となっている。また、職員1人当たりの平均手当月額は8,918円（受給職員平均では19,819円）となっている。

第2表 扶養手当の支給状況

区 分	人 員(人)	割 合(%)	平均扶養親族数(人)	平均手当月額(円)
扶養手当受給職員	6,011	45.0	1.0 〔受給職員 平均では 2.2〕	8,918 〔受給職員 平均では 19,819〕
扶養親族 1人	1,755	13.1		
2人	2,172	16.3		
3人	1,481	11.1		
4人	499	3.7		
5人	89	0.7		
6人以上	15	0.1		
扶養手当非受給職員	7,348	55.0		
計	13,359	100.0		

## (3) 住居手当の支給状況

住居手当の支給状況について調査した結果によると、第3表に掲げるとおり受給職員は4,674人で全職員の35.0%を占めており、その内訳は、借家・借間居住者1,284人（27.5%）、自宅居住者3,390人（72.5%）となっている。

なお、借家・借間居住者の1人当たり平均手当月額は25,641円となっている。

第3表 住居手当の支給状況

区 分		該 当 職 員		平均手当月額(円)	
		人員(人)	割合(%)		
住 居 手 当 受 給 職 員		4,674	100.0		
内 訳	借家 ・ 借間	手当額11,000円以下の受給者	2	0.0	25,641
		手当額11,000円を超え27,000円未満の受給者	457	9.8	
		手当額27,000円の受給者	825	17.7	
		小 計	1,284	27.5	
	自宅	手当額3,000円の受給者	3,390	72.5	

#### (4) 通勤手当の支給状況

通勤手当の支給状況について調査した結果によると、第4表に掲げるとおり受給職員は11,247人で全職員の84.2%を占めており、その内訳は交通機関等利用者853人(7.6%)、交通用具使用者10,082人(89.6%)、併用者312人(2.8%)となっている。

なお、交通機関等利用者についてみると、平均手当支給額は12,145円となっており、自己負担のある者(運賃所要額が55,000円を超える者)は0人となっている。

また、交通用具使用者のうち自動車使用者は9,888人(98.1%)を占めている。

第4表 通勤手当の支給状況

通勤方法	該 当 職 員			平均手当月額(円)
	区 分	人 員(人)	割 合(%)	
受 給 職 員 計		11,247	100.0	
交通機関等利用者		853	7.6	12,145
55,000円までの者		853	7.6	
55,000円を超える者		0	0.0	
交通用具使用者		10,082	89.6	8,332
自転車		182	1.6	
原動機付自転車等		12	0.1	
自動車		9,888	87.9	
併 用 者		312	2.8	15,462
55,000円までの者		312	2.8	
55,000円を超える者		0	0.0	

(注) ( )内の数値は、交通機関等利用者、交通用具使用者および併用者をそれぞれ100としたときの割合である。

## 2 民間の給与

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した 102 事業所を対象に、「平成 21 年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者のうち事務・技術関係 22 職種の 3,815 人および研究員、医師等 56 職種の 622 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地かつ詳細に調査した。

また、給与改定の状況や各企業における雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

### (1) 本年の給与改定等の状況

給与改定の状況について調査した結果、第 5 表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は 10.0%（昨年 27.8%）、ベースアップを中止した事業所は 18.5%（同 14.1%）、ベースダウンを実施した事業所は 2.1%（同 1.6%）となっている。

また、第 6 表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期的に行われる昇給を実施した事業所の割合は 73.3%となっており、昨年（80.8%）に比べて減少している一方、定期昇給を停止した事業所は 12.6%と、昨年（4.1%）に比べて増加している。定期昇給を実施した事業所における昇給額は、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が 7.0%（昨年 23.5%）、減額となっている事業所が 18.8%（同 20.5%）、変化のない事業所が 47.5%（同 36.8%）となっている。

第 5 表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係 員	10.0	18.5	2.1	69.4
課 長 級	8.5	18.1	3.2	70.2

第 6 表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給制 度あり	定期昇給実 施			定期昇給停 止	定期昇給制 度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	85.9	73.3	7.0	18.8	47.5	12.6	14.1
課 長 級	76.0	65.1	4.8	13.3	47.1	10.8	24.0



## (2) 民間における諸手当の支給状況

### (家族手当)

民間における家族手当の支給状況について調査した結果は、第7表に示すとおりとなっている。

第7表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,454円
配偶者と子1人	17,927円
配偶者と子2人	21,778円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については13,000円、配偶者以外については、各1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

### (住宅手当)

民間における住宅手当の支給状況について調査した結果は、第8表に示すとおりとなっている。

第8表 民間における住宅手当の支給状況

(単位：%)

支給の有無	事業所割合
支給	36.8
うち借家・借間居住者に支給	(97.5)
うち自宅居住者に支給	(72.8)
非支給	63.2

(注) 「うち借家・借間居住者に支給」および「うち自宅居住者に支給」の欄は、支給事業所に占める割合である。

## (3) 雇用調整の実施状況

雇用調整の実施状況について調査した結果、第9表に示すとおり、平成21年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は62.3%（昨年26.5%）となっている。雇用調整の措置内容をみると、残業の規制39.1%、非正規社員の契約更新の中止・解雇29.1%、採用の停止・抑制28.6%、一時帰休・休業28.5%の順になっている。

さらに、第10表に示すとおり、本年4月分の給与について、賃金カットを実施した事業所は、一般の従業員（係員）について3.3%（同0.0%）、管理職（課長級）について13.0%（同0.0%）となっており、当該事業所における平均減額率は、一般の従業員について6.5%、管理職について8.1%となっている。

第9表 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	28.6
転籍出向	0.6
希望退職者の募集	3.6
正社員の解雇	4.8
部門の整理・部門間の配転	12.4
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	5.7
非正規社員の契約更新の中止・解雇	29.1
残業の規制	39.1
一時帰休・休業	28.5
ワークシェアリング	0.9
賃金のカット	13.0
計	62.3

(注) 1 平成21年1月以降の実施状況である。

2 項目については、複数回答である。

3 「一時帰休・休業」、「ワークシェアリング」、「賃金カット」のいずれかの措置を実施している事業所の割合は、35.1%である

第10表 民間における賃金カットの状況

(単位：%)

役職段階	項 目	賃金カットを実施した事業所	賃金カットを実施した事業所における平均減額率
係 員		3.3	6.5
課 長 級		13.0	8.1

(注) 平成21年4月分の給与について、賃金カットを実施した事業所の状況である。

### 3 職員給与と民間給与との比較

#### (1) 月例給

前記の「平成 21 年福井県職員給与実態調査」および「平成 21 年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類すると認められる職種の者について、役職段階、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の 4 月分の給与額を比較（ラスパイレス比較）し、その較差を算定したところ、第 11 表に示すとおり、職員給与が民間給与を 928 円（0.25%）上回った。

第 11 表 職員と民間の給与較差

区 分	金 額 等
民間給与 (A)	376,775 円
職員給与 (B)	377,703 円
較 差 (A) - (B)	△928 円
$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$	△0.25%

#### (2) 特別給

「平成 21 年職種別民間給与実態調査」の結果、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で事務・技術等従業員に支払われた賞与等の特別給は、第 12 表に示すとおり所定内給与月額との 4.13 月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.50 月）を下回っている。

第 12 表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
	平均給与月額	下半期 (A1) 上半期 (A2)	355,981 円 350,257 円
特別給の支給額	下半期 (B1) 上半期 (B2)	757,888 円 701,982 円	447,053 円 368,853 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1) 上半期 (B2/A2)	2.13 月分 2.00 月分	1.69 月分 1.45 月分
年 間 の 合 計		4.13 月分	3.14 月分

(注) 下半期とは平成 20 年 8 月から平成 21 年 1 月まで、上半期とは平成 21 年 2 月から同年 7 月までの期間をいう。

## 4 生 計 費 等

### (1) 物価・生計費

今年4月の消費者物価指数(総務省)は、福井市においては昨年4月と比べ0.7ポイントの増加となっている。また、家計調査(総務省)によれば、福井市内の全世帯における昨年5月から今年4月までの消費支出の平均月額、前年比8.0%の減少となっている。

家計調査の結果を基礎として、世帯人員の調整を行うことにより算出した費目別平均支出金額に費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した福井市における2人世帯、3人世帯、4人世帯および5人世帯の標準生計費は、それぞれ143,590円、175,740円、207,870円、240,000円となった。また、別に算定した1人世帯の標準生計費は、114,530円となっている。

(参考資料第18表、第20表)

### (2) 雇用情勢

労働力調査(総務省)によれば、今年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準から1.0ポイント上回り、5.0%(季節調整値)となっている。本県においては昨年4月から6月の平均と比べ0.9ポイント上回り、3.8%(モデル推計値)となっている。

また、一般職業紹介状況(厚生労働省)によれば、本県における今年4月の有効求人倍率は、昨年4月と比べ0.74ポイント低下し、0.54倍(季節調整値)となっている。

(参考資料第20表)

## 5 人事院の報告および勧告等

人事院は、本年8月11日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与等について報告するとともに、給与等の改定について勧告し、あわせて、公務員人事管理について報告を行った。

また、国家公務員法第23条の規定に基づき、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見を申し出た。

その概要は次のとおりである。

### (1) 給与勧告の骨子

#### I 給与勧告の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によって経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

#### II 民間給与との較差に基づく給与改定

##### 1 民間給与との比較

11,100 民間事業所の約 46 万人の個人別給与を实地調査 (完了率 87.8%)

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査(ペア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映)し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴、勤務地域の同じ者同士を比較

○民間給与との較差  $\Delta 863$  円  $\Delta 0.22\%$  [行政職(一)…現行給与 391,770 円 平均年齢 41.5 歳]

〔 俸 給  $\Delta 596$  円 住居手当  $\Delta 209$  円

はね返り分(注)  $\Delta 58$  円

(注) 地域手当など俸給の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間支給月数を比較

○民間の支給割合 4.17 月 (公務の支給月数 4.50 月)

##### 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉 民間給与との較差(マイナス)の大きさ等を考慮し、月例給を引下げ

(1) 俸給表 初任給を中心とした若年層及び医療職(一)を除き、すべての俸給月額について引下げ

① 行政職俸給表(一) 基本的に同率の引下げ(平均改定率  $\Delta 0.2\%$ )とするが、初任給を中心とする若年層(1級~3級の一部)は引下げを行わない。7級以上は平均を  $0.1\%$  上回る引下げ

② 指定職俸給表 行政職俸給表(一)の管理職層の引下げ率( $\Delta 0.3\%$ )を踏まえた引下げ

③ その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を基本に引下げ(医療職俸給表(一)等を除く)

※ 給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、引下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員を対象に、調整率([実施時期等]参照)を踏まえた率を乗じて得た額に引下げ

(2) 住居手当 自宅に係る住居手当(新築・購入後5年に限り支給、月額 2,500 円)を廃止

(3) 委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ

(35,300 円→35,200 円)

〈期末・勤勉手当(ボーナス)〉 民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.5 月分→4.15 月分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6 月期	12 月期
21 年度	期末手当	1.25 月(支給済み)	1.5 月(現行 1.6 月)
	勤勉手当	0.7 月(支給済み)	0.7 月(現行 0.75 月)
22 年度以降	期末手当	1.25 月	1.5 月
	勤勉手当	0.7 月	0.7 月

※ 本年5月の勧告に基づき、21年6月期における期末手当・勤勉手当の特例措置により凍結した支給月数分(0.2月分)は引下げ分の一部に充当

**【実施時期等】** 公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率（△0.24%）（注）を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整（俸給月額引下げ改定のあった者に限る）

（注）行政職（一）の職員全体の較差の合計額を引下げ改定が行われる俸給月額を受ける職員の給与月額の合計額で除して得た率

**〈超過勤務手当等〉** 時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえ、特に長い超過勤務を強力に抑制し、また、こうした超過勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、月60時間を超える超過勤務（日曜日又はこれに相当する日の勤務を除く。）に係る超過勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げるとともに、当該支給割合と本来の支給割合との差額分の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間（代替休）を指定することができる制度を新設

なお、日曜日又はこれに相当する日の勤務の取扱いについては、今後、民間企業の実態を踏まえて必要な見直し

**【実施時期】** 平成22年4月1日

### III 給与構造改革

- ・ 給与構造改革として当初予定していた配分見直しや諸制度の導入・実施が終了する平成22年度以降、勤務実績の給与への反映の推進、地域間給与配分の見直し等について検証を行うとともに、IVの高齢期の雇用問題に関連した給与制度等の見直しを含めた様々な課題について、順次検討
- ・ 平成23年度以降において経過措置の段階的解消に伴って生ずる制度改正原資の取扱いについて、若年層給与の引上げや諸手当の見直し等に充てるなどの方策を検討
- ・ 地域別の民間給与との較差と全国の較差との差は最大2.6ポイントで、改革前（最大4.8ポイント）より減少。平成23年度以降に最終的な検証を行うに当たっては、地域手当の異動保障や広域異動手当が同一地域に引き続き勤務する国家公務員に影響しないことにも配慮して検討

### IV 高齢期の雇用問題 ～65歳定年制の実現に向けて～

#### 1 雇用と年金をめぐる動き

- ・ 雇用と年金の連携を図ることは公務・民間共通の課題。既に民間企業に関しては65歳までの雇用確保措置を義務付け
- ・ 国家公務員制度改革基本法は、定年年齢の65歳への段階的引上げの検討を規定

#### 2 基本的な考え方

- ・ 公務能率を確保しながら65歳まで職員の能力を十分活用していくためには、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当
- ・ その条件を整えるため、「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」（座長：清家篤慶應義塾長）の最終報告も踏まえ、総給与費の増大を抑制するための給与制度の見直しや組織活力及び公務能率を高めるための人材活用方策等、検討すべき諸課題への対応を早急に進める必要
- ・ 準備期間も勘案すれば、平成23年中には法制整備を図る必要。定年延長は公務運営の在り方全般にかかわるため、本院を含む関係者が協力し政府全体としての検討を加速すべき。本院としては、平成22年中を目途に立法措置のための意見の申出を行えるよう、今秋以降鋭意検討

#### 3 具体的な検討課題

- (1) 給与制度の見直し 民間の雇用及び給与の状況等を踏まえた60歳前半の給与水準及び給与体系を設定。併せて60歳前の給与カーブや昇給制度の在り方を見直し
- (2) 組織活力を維持するための施策 役職定年制の導入、専門性をいかし得る行政事務の執行体制の構築、公務外への人材提供と公務外の業務の公務への再配置等の人材活用方策を検討
- (3) その他の措置 特例的な定年の取扱い、短時間勤務制の導入、早期退職を支援する措置、公務員の退職給付の在り方等について検討

## (2) 公務員人事管理に関する報告の骨子

### I 公務員制度改革に関する基本認識

#### (1) 本院の基本認識と取組

高い専門性を持って職務を遂行するという職業公務員制度の基本を生かしつつ、制度及び運用の一体的な改革を進め、公務員の意識改革を徹底することが肝要。改革の実現に向け使命・責務を果たす決意

#### (2) 政官関係と公務員の役割

政治と公務員の役割分担を前提に、政治的に中立な職業公務員制度が維持されることで、行政の専門性や公正な執行を確保。幹部公務員制度の検討には、議院内閣制の下での政治と職業公務員の関係の十分な検討が必要

#### (3) 労働基本権

労働基本権の在り方は公務員制度の基本的枠組みや行政執行体制に大きな影響。現行制度の見直しには、憲法との関係、使用者の当事者能力の制約、市場の抑制力の欠如など公務特有の論点を含め、幅広い観点から慎重な検討を行った上で判断することが必要

### II 主な個別課題と取組の方向

#### 1 人材の確保・育成等

##### (1) 採用試験の基本的な見直し

- ・ 有為な人材の誘致のため、積極的な人材確保活動と併せ、試験制度の見直しが必要
- ・ 「採用試験の在り方を考える専門家会合」（座長：高橋滋一橋大学教授）の報告書を踏まえ、総合職試験・一般職試験・専門職試験・中途採用試験への再編、総合職試験には院卒者試験も創設—各試験の枠組みを提示
- ・ 平成24年度の新試験の実施に向け、早急に具体化を検討

検討の  
視点

- 中立・公正な試験の構築
- 人材確保に資する魅力ある試験
- キャリア・システム見直しの契機
- 新たな人材供給源に対応
- 論理的思考力・応用能力・人物面の検証に重点

##### (2) 時代の要請に応じた職業公務員の育成

- ・ 「公務研修・人材育成に関する研究会」（座長：西尾隆国際基督教大学教授）の報告書を踏まえ、各役職段階に必要な研修の体系化と研修内容の充実を推進
- ・ 職業公務員固有の役割にかんがみ、全体の奉仕者たる使命感や広い視野、識見などを長期的視点に立って涵養。このため、失敗も含めた行政事例の多角的検証等の研修を強化

##### (3) 能力及び実績に基づく人事管理への転換

人事評価の公正・適正な実施及び評価結果の任免・給与への適切な活用を支援するほか、職員の能力の伸長に資する研修コースの開発・実施により人事評価の人材育成への活用を支援

##### (4) 人事交流の推進

官民人事交流の見直しは、公務の公正性等に留意しつつ対応する必要。国と国以外の組織との人的交流の在り方について、職員の身分取扱いとの関係を含め幅広い研究が必要

##### (5) 事務官・技官の呼称の廃止

国家公務員としての一体感を高め、適材適所の人事配置に資するよう、事務官・技官の呼称を廃止することが適当であり、関係府省における必要な検討を要請

#### 2 勤務環境の整備等

##### (1) 非常勤職員制度の適正化

指針の発出による非常勤職員給与の適正支給の取組は着実に進展。日々雇用職員の任用・勤務形態の見直しを検討。忌引休暇等の対象範囲を拡大

##### (2) 超過勤務の縮減

幹部職員をはじめ組織全体として取り組むことが重要。全府省における計画的な在庁時間削減の取組を推進。国会関係業務による超過勤務の縮減への対応が重要

##### (3) 両立支援の推進

育児休業法改正の意見の申出を行うほか、短期介護休暇の新設等両立支援の取組を一層推進

##### (4) 職員の健康の保持

心の疾病を予防するための保健師等による相談体制を整備。「パワー・ハラスメント」についての情報提供を実施。病気休暇の制度や運用の在り方等の検討に着手中立・公正性の確保、基本権制約の代償の役割を担う中立第三者機関・専門機関として積極的に改革に取組

### (3) 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

急速な少子化に対応するため、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備するよう、育児休業法を改正

#### 1 育児休業をすることができない職員の範囲の見直し

配偶者が育児休業法により育児休業をしている職員について、育児休業等を行うことができるようにすること

#### 2 子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした場合の特例

子の出生の日から人事院規則で定める期間内に、職員が当該子について最初の育児休業をした場合は、当該子について再度の育児休業を行うことができるものとする

#### 3 実施時期

公布の日から起算して1年を超えない範囲内の日から実施



## 6 む す び

職員の給与等を決定する諸条件は以上報告したとおりであり、これらを総合的に判断した結果、本委員会は職員の給与等について、次のとおり所要の措置を講じる必要があると認める。

### (1) 公民の給与較差等に基づく給与の改定

前述のとおり、本年4月時点で、職員の月例給与が民間給与を928円(0.25%)上回っていることが判明した。これは、給与構造改革等に伴い職員の平均給与額は減少しているものの、民間企業では、国内景気の悪化により春季賃金改定率が昨年より低下していること、一時帰休や賃金カットが実施されていたことなどによるものと考えられる。

公民給与の精確な比較により適正な公務員給与水準を維持・確保することを目的とした給与勧告制度は、情勢適応の原則に則った給与の決定方法として定着し、職員の労働基本権制約の代償措置として、労使関係の安定や効率的な行政運営に寄与してきていると考えている。

本委員会としては、本年の公民較差の状況や国家公務員給与についての人事院勧告の内容などの諸情勢を総合的に勘案した結果、月例給の引下げ改定を行うことが適切であると判断した。

また、特別給については、職種別民間給与実態調査の結果や人事院勧告の内容等を勘案した結果、0.35月引き下げることが適当であると判断した。

なお、超過勤務手当の支給割合等について、時間外労働の割増賃金率の引上げ等を内容とする労働基準法の改正が来年4月から施行されることおよび人事院勧告の内容を踏まえ、所要の改定を行うことが必要である。

#### ア 改定すべき事項

##### (ア) 給 料

給料表については、本年の公民較差がマイナスとなったことから、人事院勧告における国家公務員俸給表の改定状況および本県の実情を考慮の上、若年層を除き引下げ改定を行う必要がある。

ただし、医療職給料表(一)については、県立病院等に勤務する医師を確保する観点から、任期付研究員給料表(若手育成型)については、若手研究者を対象とした給料表であることから、それぞれ引下げ改定を行わないこととする。

また、福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年福井県条例第5号)附則第7項から第9項までの規定による給料(経過措置額)の算定基礎となる額についても、改定時において引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員を対象として引き下げることとし、その引下げ後の額は、当該算定基礎となる額に後述の調整率を考慮して定めた100分の99.73を乗じて得た額とする。

##### (イ) 諸手当等

自宅に係る住居手当については、本年人事院が廃止を勧告したことおよび本県の実情等を考慮し、支給月額を引き下げることが必要である。

なお、国における当該廃止勧告は、手当創設以来支給額の改定が行われないなど、その趣旨が定着しなかったことにかんがみてなされたものであるが、本県においては持ち家率が高く、また、手当の支給額を適宜見直してきているなど国とは事情が異なることから、住居手当のあり方については慎重に検討する必要がある。今後、国および他の地方公共団体の職員給与との均衡の観点から、他の都道府県の対応を注視していくこととする。

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給状況や人事院勧告における改定状況を考慮し、支給割合を引き下げることが必要である。その際、本年度6月期における期末手当・

勤勉手当の特例措置により凍結した支給月数分を支給しないこととし、支給割合の引下げ月数から、凍結した支給月数を差し引くこととする。

超過勤務手当については、労働基準法の一部改正および人事院勧告を踏まえ、月 60 時間を超える超過勤務（同法に定める休日の勤務を除く。）に対する勤務 1 時間当たりの支給割合を引き上げる必要がある。同法に定める休日の勤務の取扱いについては、今後、国における見直し状況および他の都道府県の動向を踏まえて必要な対応を行うものとする。

また、当該支給割合の引上げ分の支給に代えて、代替休を指定することができる制度の新設については、地方公務員法上、いわゆる非現業の地方公務員には労働基準法の関係規定が適用除外とされており、今後、同法の改正の動向に留意し、適切に対応する必要がある。

## イ 改定の実施時期等

本年の民間給与との較差に基づく給与改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、公民給与を均衡させるための所要の調整措置を講じた上、遡及することなく実施することとする。なお、減額改定に伴う日割計算等の事務の複雑化を避けるため、この改定は、この改定を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施することとする。ただし、超過勤務手当の支給割合等の改定については、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

なお、給与の減額改定に伴う年間調整については、本年 12 月期の期末手当の額において、引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員によって公民較差の総額を負担することとして制度的に調整するよう所要の措置を講じることが適当である。具体的には、引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員について、本年 4 月に受けた民間給与との比較の基礎となる給与種目の給与額の合計額に調整率（行政職給料表適用職員全体に係る民間給与との較差の合計額を引下げ改定が行われる給料月額を受ける職員の給与月額の合計額で除して得た率） $\Delta 0.27\%$ を乗じて得た額に、本年 4 月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、本年 6 月に支給された特別給に当該調整率を乗じて得た額を合算した額を基にして調整することとする。

## (2) 給与構造の改革

平成 17 年に、人事院は、国家公務員の給与制度について抜本的な改革を勧告し、平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間で段階的に実施している。来年度には、当初予定していた改革がすべて実施されることとなることから、今後、地域間給与配分の見直し等について検証を行うとともに、高齢期の雇用問題に関連した給与制度等の見直しを含めた様々な課題について、順次検討していくことが本年報告されている。

本委員会においても人事院勧告に準じた給与構造改革を勧告し、平成 18 年 4 月から段階的に実施されているところであり、当該改革の最終年の措置として、次のように実施することが適切である。

なお、来年度以降においては、本県の給与制度が引き続き社会情勢に適応したものとなるよう、民間の賃金制度や賃金水準の動向、国家公務員との処遇上の均衡、他の都道府県の動向等に十分留意していく必要がある。

## ア 実施すべき事項等

地域手当について、平成 17 年の本委員会の勧告のとおり、国家公務員との均衡を考慮し、県外勤務地等における支給割合を改定する必要がある。

また、勤務実績の給与への反映の推進について、国においては、本年 4 月の新たな人事評価制度の導入に併せて、人事評価の結果を昇給における昇給区分の決定等に活用するための

基準を整備した。本県でも、公正で透明性・納得性の高い新たな人事評価制度を実施するとともに、職員の理解と納得を得ながら、勤務実績の給与への適正な反映に努めていく必要がある。

#### イ 改定の実施時期

地域手当の改定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施することとする。

### (3) 教員給与制度等

教員給与制度のあり方については、平成 18 年 6 月の「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」の施行を受け、文部科学省等において見直しが行われているところである。平成 19 年 6 月には、主幹教諭等の新職設置を盛り込んだ改正学校教育法が成立しており、また、現在、義務教育等教員特別手当の縮減等が進められている。

こうした中、本県においても、他の都道府県の取組、教育現場の実情等を踏まえ、引き続き適切に対応していくことが必要である。

### (4) 適正な勤務時間の確保

#### ア 職員の勤務時間

本年 4 月、国においては、民間企業の所定労働時間に準拠して国家公務員の勤務時間を 1 日当たり 7 時間 45 分、1 週間当たり 38 時間 45 分に改定した。他の都道府県においても、同様の勤務時間の短縮を実施しつつある。

本県の現状をみると、職員の勤務時間は 1 日当たり 8 時間、1 週間当たり 40 時間であるが、本年の職種別民間給与実態調査結果によると、民間企業の平均所定労働時間は 1 日当たり 7 時間 51 分、1 週間当たり 39 時間 17 分となっている。

勤務時間を短縮することは、家庭生活や地域活動の充実など、広く仕事と生活の調和に寄与すると考えられること、また、地方公務員法上、職員の勤務時間等の勤務条件を定めるに当たっては、国および他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮しなければならないことから、本県においても、他の都道府県の動向を踏まえて、行政サービスの維持等に配慮しつつ、勤務時間の短縮を図っていくことが必要である。

#### イ 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員の心身両面の健康保持、職業生活と家庭生活の両立、さらには公務能率の向上という観点から重要な課題となっている。また、前述のとおり、昨年 12 月には、長時間労働の抑制を目的とした改正労働基準法が公布され、社会全体においても、長時間労働のさらなる縮減が求められている。

本県における超過勤務の現状をみると、ノー残業デーの設定、早出遅出勤務制度による勤務時間の弾力化など、任命権者の積極的な取組により、長期的には改善傾向が見られるものの、依然として長時間に及ぶ超過勤務が行われている実態が見受けられる。

総実勤務時間の短縮を実現するためには、任命権者においては、引き続き、超過勤務縮減運動や適正な人員配置に取り組むとともに、職員自身においてもタイムマネジメント意識・コスト意識を徹底し、事務の簡素・効率化を図る必要がある。また、職場管理者にあつては、職員の業務の進捗や繁忙状況を的確に把握し、所属内での応援等を行い業務の平準化を図るなど、きめ細かく対応することが求められる。

なお、学校現場においては、校長が教職員の長時間勤務の実態を把握し、現場の実態に応じて業務全体を見直し、組織的に問題を解決していくといった体制づくりを進めるとともに、教育委員会が学校単位の取組を適切に支援していくことが必要である。

また、年次休暇の取得日数は、近年、各任命権者において、休暇の計画的取得や連続取得

のための様々な取組がなされているが、依然として全国に比べて低い水準にある。引き続き、休暇を取得しやすい環境づくりに積極的に取り組む必要がある。

#### (5) 能力・実績に基づく人事管理の推進

国においては、平成19年7月の国家公務員法改正により、能力・実績に基づく人事管理の基礎となるものとして新たな人事評価制度が導入され、本年4月から施行されている。

今後、地方公務員法の改正の動向を注視するとともに、本県においても、国と同様、新たな人事評価制度を実施し、能力・実績に基づいた人事管理を推進していく必要がある。

#### (6) 職業生活と家庭生活の両立支援

少子高齢化の急速な進行に伴い、男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図ることができるような勤務環境を整備することは、職員の福祉を増進し、公務能率を向上させることにもつながるものであり、ますます重要となっている。

各任命権者において策定・実施されている次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画については、職員への育児等に関する情報発信や、職場管理者による休暇取得の呼びかけなどの様々な取組により一定の成果が見られるところであるが、引き続き計画に掲げられた数値目標の達成に向けた一層の努力が望まれる。また、今年度は計画の最終年度であることから、各任命権者にあつては、これまでの実績を検証し、その結果等を踏まえた次期計画を策定するとともに、実効性ある具体的取組を積極的に進めていくことが求められる。

また、本年7月、仕事と子育ての両立支援等を目的として「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、さらに、同年8月、人事院は、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を国会および内閣に対して行った。

本県においても、今後、国の動向および地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に係る動向に留意しながら、育児休業等の取得要件の緩和、介護のための短期の休暇の新設および子の看護休暇の拡充等について、適切に対応していくことが必要である。

#### (7) 職員の健康管理

職員の心身両面における健康づくりは、職員やその家族にとって重要であるばかりでなく、職員が高い意欲を持って能力を十分に発揮し、県民に対して公的サービスを効率的かつ的確に提供するという観点からも重要である。

特に、メンタルヘルスについては、日頃から心身の健康の保持や増進を図ることが不可欠であり、予防や早期発見に取り組むことが重要である。職員自らが自分の心の健康状態を把握し早期に対処することや、職場管理者が、各職員の健康状態の把握、職員からの相談への適切な対応、長時間に及ぶ超過勤務を行った職員に対する医師の面接指導の徹底等に努める必要がある。

また、任命権者にあつては、引き続き職員および職場管理者に対してメンタルヘルスに関する研修を行うとともに、個別の相談に応じる等、適切な支援を行うことが求められる。

#### (8) 公務員倫理の確保

全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する職員には、公務員倫理の確保が強く求められる。

職員一人ひとりが、法令遵守を徹底し、高い倫理観の保持に努めるとともに、公務の執行者たる責務を再認識し、県民の信頼と期待に応えるという強い使命感を持って、全力で職務に精励していくことが必要である。

また、各任命権者においても、職員研修等のあらゆる機会を通じ、引き続き職員の倫理意識の高揚に努め、法令の遵守および厳正な服務規律の確保を図っていく必要がある。

## (9) 公務員制度改革について

本年の人事院報告では、昨年6月に成立した国家公務員制度改革基本法において検討することとされた公務員の高齢期の雇用問題について、年金支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当であるとした。この条件を整えるため、総給与費の増大を抑制するための給与制度の見直しや組織活力および公務能率を高めるための人材活用方策等、検討すべき諸課題への対応を早急に進めていく必要があるとしている。

また、現在、同法に基づき、国家公務員の労働基本権のあり方についての検討が進められているが、地方公務員についてもこれと整合性をもって検討することとされているところである。これらの課題について、本県においてもその動向を注視し、適切に対応していく必要がある。

## 勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号）、福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（平成14年福井県条例第4号）、福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成15年福井県条例第1号）および福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年福井県条例第5号）を改正することを勧告する。

### 1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表（医療職給料表（一）を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 住居手当について

自らの所有に係る住宅に居住する世帯主である職員に対する住居手当の支給月額を2,500円とすること。

##### イ 期末手当および勤勉手当について

###### (ア) 平成21年12月期以降の支給割合

###### a 特定幹部職員以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.5月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.7月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分とすること。

###### b 特定幹部職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分とすること。

###### (イ) 平成22年6月期以降の支給割合

###### a 特定幹部職員以外の職員

6月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.7月分とすること。再任用職員については、同月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分および0.85月分とし、

同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.35月分とすること。

b 特定幹部職員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分および1.3月分とし、6月および12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。

## 2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

### (1) 給料表

現行の第1号任期付研究員に適用される給料表を別記第2のとおり改定すること。

### (2) 期末手当について

ア 平成21年12月期以降の支給割合

12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

イ 平成22年6月期以降の支給割合

6月に支給される期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

## 3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

### (1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

### (2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成21年12月期以降の支給割合

12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

イ 平成22年6月期以降の支給割合

6月に支給される期末手当の支給割合を1.45月分とすること。

## 4 福井県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年福井県条例第5号）の改正

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその号給が次の表の号給欄に掲げる号給であるもの、医療職給料表（一）の適用を受ける職員または第2号任期付研究員（以下「減額改定対象外職員」という。）を除く。）である者にあつては、当該給料月額に100分の99.73を乗

じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
警察職給料表	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から44号給まで
	3級	1号給から32号給まで
	4級	1号給から16号給まで
教育職給料表(一)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
教育職給料表(二)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から44号給まで
研究職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から32号給まで
医療職給料表(二)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
医療職給料表(三)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
福祉職給料表	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から28号給まで
	3級	1号給から4号給まで
第1号任期付研究員に適用される給料表	—	1号給
特定任期付職員に適用される給料表	—	1号給

## 5 改定の実施時期等

### (1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。ただし、1の(2)のイの(イ)、



2の(2)のイおよび3の(2)のイについては、平成22年4月1日から実施すること。

(2) 平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置

ア 平成21年12月に支給する期末手当の額は、当該期末手当の1の(2)のイの(ア)、2の(2)のアまたは3の(2)のアによる改定後の額(以下「基準額」という。)から、(ア)および(イ)に掲げる額の合計額(同年6月1日において減額改定対象外職員であった者にあつては、(ア)に掲げる額)に相当する額を減じた額とすること。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末手当は、支給しないこととすること。

(ア) 平成21年4月1日(同月2日以後に新たに職員となった者にあつては新たに職員となった日、同月1日において減額改定対象外職員であった者で同月2日以後に減額改定対象外職員以外の職員となったものにあつては当該職員となった日(これらの日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日))において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)および教職調整額の月額合計額に100分の0.27を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象外職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(イ) 平成21年6月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の0.27を乗じて得た額

イ 平成21年4月1日から同年12月1日までの間において給料表の適用を受けない県職員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、アの額の算定に関し所要の措置を講ずること。

















福祉職給料表

職員の区分	職務の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	148,600	198,700	247,100	271,400	320,600	366,200
	2	149,800	200,500	249,000	273,600	322,900	368,800
	3	151,000	202,300	250,900	275,800	325,200	371,400
	4	152,200	204,100	252,800	278,000	327,500	374,000
	5	153,200	205,800	254,400	280,200	329,800	376,600
	6	154,700	207,600	256,200	282,500	331,900	379,200
	7	156,100	209,400	258,000	284,800	334,100	381,800
	8	157,500	211,200	259,900	287,100	336,300	384,400
	9	158,800	213,100	261,400	289,200	338,600	387,000
	10	160,200	214,600	263,200	291,500	340,800	389,700
	11	161,600	216,100	265,000	293,800	343,000	392,400
	12	163,100	217,600	266,700	296,100	345,200	395,100
	13	164,600	219,200	268,300	298,200	347,200	397,700
	14	166,100	220,800	270,200	300,500	349,300	400,000
	15	167,600	222,400	272,100	302,800	351,400	402,400
	16	169,100	224,000	274,000	305,100	353,500	404,800
	17	170,700	225,600	275,800	307,300	355,700	407,100
	18	172,500	227,300	277,700	309,600	357,700	409,200
	19	174,200	229,000	279,600	311,900	359,700	411,300
	20	175,900	230,700	281,500	314,200	361,700	413,400
	21	177,500	232,100	283,200	316,400	363,800	415,500
	22	179,200	233,900	285,000	318,600	365,700	417,500
	23	180,900	235,700	286,800	320,800	367,700	419,500
	24	182,600	237,500	288,600	323,000	369,700	421,500
	25	184,200	239,100	290,500	325,200	371,800	423,600
	26	186,000	241,000	292,300	327,300	373,800	425,200
	27	187,800	242,900	294,100	329,400	375,800	426,800
	28	189,600	244,800	295,900	331,400	377,800	428,400
	29	191,400	246,400	297,600	333,500	379,800	430,100
	30	192,900	248,200	299,300	335,600	381,700	431,400
	31	194,400	249,900	301,000	337,700	383,600	432,700
	32	195,900	251,700	302,700	339,800	385,500	434,000
	33	197,400	253,400	304,400	341,700	387,300	435,300
	34	198,700	255,100	306,000	343,700	389,000	436,600
	35	200,000	256,800	307,600	345,700	390,700	437,900
	36	201,300	258,500	309,200	347,700	392,400	439,100
	37	202,700	260,100	310,900	349,600	394,100	440,400
	38	204,100	262,000	312,500	351,500	395,300	441,300
	39	205,500	263,900	314,100	353,400	396,500	442,200
	40	206,900	265,700	315,700	355,300	397,700	443,100
	41	208,100	267,400	317,300	357,200	398,900	443,900
	42	209,400	269,100	318,900	359,000	400,100	444,700
	43	210,700	270,800	320,500	360,800	401,300	445,500
	44	212,000	272,500	322,100	362,600	402,500	446,300
	45	213,100	274,200	323,600	364,500	403,500	447,100
	46	214,400	275,900	324,800	365,900	404,200	447,900
	47	215,700	277,600	326,000	367,400	404,900	448,700
	48	217,000	279,300	327,200	368,900	405,600	449,500
	49	218,100	280,900	328,300	370,400	406,400	450,100
	50	219,400	282,500	329,300	371,600	407,100	450,900
	51	220,700	284,100	330,200	372,800	407,800	451,700
	52	222,000	285,700	331,200	374,000	408,500	452,500
	53	222,900	287,400	332,100	375,000	409,300	453,100
	54	224,200	288,900	332,900	375,900	410,000	453,900
	55	225,400	290,400	333,700	376,800	410,700	454,700
	56	226,700	291,900	334,500	377,700	411,400	455,500
	57	227,700	293,500	335,400	378,700	412,100	456,100
	58	228,900	295,000	336,100	379,500	412,800	456,900
	59	230,100	296,500	336,800	380,300	413,500	457,700
	60	231,300	298,000	337,500	381,100	414,200	458,500
	61	232,500	299,300	338,000	382,000	414,800	459,100
	62	233,700	300,800	338,600	382,700	415,500	
	63	234,900	302,300	339,200	383,400	416,200	
	64	236,100	303,800	339,800	384,100	416,900	
	65	237,300	305,100	340,200	384,800	417,400	
	66	238,500	306,400	340,700	385,500	418,000	
	67	239,700	307,700	341,200	386,200	418,700	
	68	240,900	309,000	341,700	386,900	419,400	
	69	241,900	310,200	342,200	387,400	419,900	
	70	243,000	311,400	342,700	388,100	420,600	
	71	244,100	312,600	343,200	388,800	421,300	
	72	245,200	313,800	343,700	389,500	422,000	
	73	246,100	315,100	344,200	390,000	422,500	
	74	247,200	315,800	344,700	390,700	423,200	
	75	248,300	316,500	345,200	391,400	423,900	
	76	249,400	317,200	345,700	392,100	424,600	

再任用  
職以外  
の職  
員

	77	250,400	318,000	346,100	392,600	425,100	
	78	251,400	318,700	346,600	393,300		
	79	252,400	319,400	347,100	394,000		
	80	253,400	320,100	347,600	394,700		
	81	254,400	320,600	347,900	395,200		
	82	255,400	321,200	348,400	395,900		
	83	256,400	321,800	348,900	396,600		
	84	257,400	322,400	349,400	397,300		
	85	258,300	322,900	349,700	397,800		
	86	259,200	323,300	350,200	398,500		
	87	260,100	323,700	350,700	399,200		
	88	261,000	324,100	351,200	399,900		
	89	261,700	324,600	351,500	400,400		
	90	262,500	325,000	351,900	401,100		
	91	263,300	325,400	352,300	401,800		
	92	264,100	325,800	352,700	402,500		
	93	265,000	326,300	353,200	403,000		
	94	265,700	326,700		403,700		
	95	266,300	327,100		404,400		
	96	267,000	327,500		405,100		
	97	267,700	328,000		405,600		
	98	268,400	328,400		406,300		
	99	269,100	328,800		407,000		
	100	269,800	329,200		407,700		
	101	270,300	329,600		408,200		
	102	270,800	330,000				
	103	271,300	330,300				
	104	271,800	330,700				
	105	272,100	331,100				
	106	272,500	331,500				
	107	272,900	331,900				
	108	273,300	332,300				
	109	273,800	332,700				
	110	274,200	333,100				
	111	274,600	333,500				
	112	275,000	333,900				
	113	275,300	334,300				
	114	275,700	334,700				
	115	276,100	335,100				
	116	276,500	335,500				
	117	276,800	335,800				
	118	277,200	336,200				
	119	277,600	336,600				
	120	278,000	337,000				
	121	278,200		337,200			
	122	278,600					
	123	279,000					
	124	279,400					
	125	279,600					
	126	280,000					
	127	280,400					
	128	280,800					
	129	281,000					
	130	281,400					
	131	281,800					
	132	282,200					
	133	282,400					
	134	282,800					
	135	283,200					
	136	283,600					
	137	283,800					
	138	284,100					
	139	284,400					
	140	284,700					
	141	285,100					
	142	285,400					
	143	285,700					
	144	286,000					
	145	286,400					
	146	286,700					
	147	287,000					
	148	287,300					
	149	287,600					
	150	287,900					
	151	288,200					
	152	288,500					
	153	288,800					
再任用職員		200,300	244,100	258,700	293,200	320,600	363,600

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

号給	給料月額
	円
1	399,000
2	460,000
3	523,000
4	609,000
5	709,000
6	810,000

別記第3

号給	給料月額
	円
1	376,000
2	425,000
3	478,000
4	544,000
5	621,000
6	726,000
7	850,000

# 参 考 资 料

# 参 考 資 料 目 次

## 1 職員給与関係資料

平成21年職員給与実態調査の概要	31
第1表 部局別、給料表別職員構成	32
第2表 給料表別人員の推移	32
第3表 給料表別、学歴別職員構成	33
第4表 平均給与月額の前年比較	33
第5表 給料表別、級別、号給別職員構成	34
第6表 給料表別、級別平均経験年数	44
第7表 給料表別年齢構成	45
第8表 扶養手当の支給状況	46
第9表 職員の通勤状況	46
第10表 住居手当の支給状況	48

## 2 民間給与関係資料

平成21年職種別民間給与実態調査の概要	49
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	50
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	50
第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	51
第14表 民間における初任給の改定状況	61
第15表 民間における借家・借間居住者に対する住宅手当の支給状況	61
第16表 民間における賞与の配分状況	61
第17表 民間における所定労働時間の状況	61

## 3 生計費関係資料

標準生計費算定方法の概要	63
第18表 費目別、世帯人員別標準生計費	64
第19表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	64

## 4 労働経済関係資料

第20表 労働経済指標	65
-------------	----

# 1 職員給与関係資料

(ページ調整のための白紙)

## 平成21年職員給与実態調査の概要

### (1) 調査の目的と調査時点

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、平成21年4月1日現在における職員の給与等について、その実態を調査し、人事に関する事項を取りまとめたものである。

### (2) 調査の範囲

平成21年4月1日に在職する職員で、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。）のうち、非常勤または臨時的任用でない職員（以下「職員」という。）を対象として調査を実施した。

なお、市町からの派遣職員は調査対象から除外した。

### (3) 調査の内容

適用給料表別人員、級・号給、給料月額、経験年数等について調査した。

### (4) 調査の方法

電子計算システムにより管理されている職員の給与資料によった。

第1表 部局別、給料表別職員構成

(単位：人)

部局	知事部局	議会	人事委員会	監査委員	教育庁	労働委員会	漁業調整委員会 福井海区	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	警察本部	合計
行政職	2,378	23	10	13	254	6	5	93	28	180	68	280	3,338
警察職												1,655	1,655
教育職(一)								1,567	682				2,249
教育職(二)										2,983	1,751		4,734
研究職	229				47							20	296
医療職(一)	125												125
医療職(二)	231								6	23	6		266
医療職(三)	669											1	670
福祉職	26												26
合計	3,658	23	10	13	301	6	5	1,660	716	3,186	1,825	1,956	13,359

(注) 再任用職員は含まれていない。(以下第4表までおよび第6表から第10表までについて同じ。)  
知事部局の職員には、選挙管理委員会の職員(行政職3名)を含む。(第9表について同じ。)

第2表 給料表別人員の推移

(単位：職員数 人、指数 %)

給料表		年月	11年4月	12年4月	13年4月	14年4月	15年4月	16年4月	17年4月	18年4月	19年4月	20年4月	21年4月
行政職	職員数		3,911	3,802	3,740	3,738	3,702	3,636	3,581	3,559	3,498	3,405	3,338
	指数		117.2	113.9	112.0	112.0	110.9	108.9	107.3	106.6	104.8	102.0	(100.0)
警察職	職員数		1,507	1,514	1,509	1,556	1,579	1,596	1,612	1,637	1,648	1,648	1,655
	指数		91.1	91.5	91.2	94.0	95.4	96.4	97.4	98.9	99.6	99.6	(100.0)
教育職(一)	職員数		2,381	2,408	2,402	2,362	2,337	2,322	2,328	2,317	2,310	2,277	2,249
	指数		105.9	107.1	106.8	105.0	103.9	103.2	103.5	103.0	102.7	101.2	(100.0)
教育職(二)	職員数		4,946	4,906	4,898	4,899	4,913	4,859	4,843	4,866	4,838	4,783	4,734
	指数		104.5	103.6	103.5	103.5	103.8	102.6	102.3	102.8	102.2	101.0	(100.0)
研究職	職員数		345	345	346	346	336	328	322	316	306	304	296
	指数		116.6	116.6	116.9	116.9	113.5	110.8	108.8	106.8	103.4	102.7	(100.0)
医療職(一)	職員数		112	108	109	116	117	122	123	122	120	121	125
	指数		89.6	86.4	87.2	92.8	93.6	97.6	98.4	97.6	96.0	96.8	(100.0)
医療職(二)	職員数		306	309	309	313	313	308	290	267	263	260	266
	指数		115.0	116.2	116.2	117.7	117.7	115.8	109.0	100.4	98.9	97.7	(100.0)
医療職(三)	職員数		599	603	600	605	621	635	617	637	641	680	670
	指数		89.4	90.0	89.6	90.3	92.7	94.8	92.1	95.1	95.7	101.5	(100.0)
福祉職	職員数			38	37	36	35	30	30	30	31	29	26
	指数			146.2	142.3	138.5	134.6	115.4	115.4	115.4	119.2	111.5	(100.0)
合計	職員数		14,107	14,033	13,950	13,971	13,953	13,836	13,746	13,751	13,655	13,507	13,359
	指数		105.6	105.1	104.4	104.6	104.5	103.6	102.9	102.9	102.2	101.1	(100.0)



第3表 給料表別、学歴別職員構成

(単位:職員数 人、比率 %)

学歴 給料表	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		合計		性別			
	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	男		女	
											職員数	比率	職員数	比率
行政職	2,014	60.3	446	13.4	873	26.2	5	0.1	3,338	(100.0)	2,365	70.9	973	29.1
警察職	894	54.0	34	2.1	726	43.9	1	0.1	1,655	(100.0)	1,577	95.3	78	4.7
教育職(一)	2,042	90.8	89	4.0	118	5.2			2,249	(100.0)	1,325	58.9	924	41.1
教育職(二)	4,549	96.1	185	3.9					4,734	(100.0)	2,047	43.2	2,687	56.8
研究職	267	90.2	15	5.1	14	4.7			296	(100.0)	244	82.4	52	17.6
医療職(一)	125	100.0							125	(100.0)	103	82.4	22	17.6
医療職(二)	167	62.8	98	36.8	1	0.4			266	(100.0)	115	43.2	151	56.8
医療職(三)	179	26.7	475	70.9	15	2.2	1	0.1	670	(100.0)	37	5.5	633	94.5
福祉職	9	34.6	17	65.4					26	(100.0)	6	23.1	20	76.9
合計	10,246	76.7	1,359	10.2	1,747	13.1	7	0.1	13,359	(100.0)	7,819	58.5	5,540	41.5

第4表 平均給与月額の前年比較

年別 給料表	平成21年(A) (円)				平成20年(B) (円)				比率 (A)/(B) (%)			
	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計
行政職	348,806	9,863	5,148	363,817	355,496	10,043	5,201	370,741	98.1	98.2	99.0	98.1
警察職	342,914	13,511	4,753	361,178	349,539	14,105	4,844	368,488	98.1	95.8	98.1	98.0
教育職(一)	396,331	9,315	5,297	410,944	397,096	9,201	5,309	411,606	99.8	101.2	99.8	99.8
教育職(二)	390,845	7,140	5,239	403,224	393,090	7,239	5,271	405,600	99.4	98.6	99.4	99.4
研究職	395,953	11,885	5,520	413,359	403,038	11,938	5,628	420,603	98.2	99.6	98.1	98.3
医療職(一)	466,679	17,552	69,808	554,040	473,804	17,789	67,946	559,539	98.5	98.7	102.7	99.0
医療職(二)	331,401	6,259	4,478	342,139	343,250	7,040	4,642	354,932	96.5	88.9	96.5	96.4
医療職(三)	332,037	2,440	4,364	338,841	334,294	2,188	4,391	340,874	99.3	111.5	99.4	99.4
福祉職	365,273	3,308	4,833	373,414	402,821	2,517	5,308	410,646	90.7	131.4	91.1	90.9
合計	371,966	8,918	5,716	386,600	376,023	9,047	5,721	390,790	98.9	98.6	99.9	98.9

(注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

(注) 2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」は小数点以下第1位を四捨五入しているため、これらの合計が計と一致しない場合がある。

第5表 給料表別、級別、号給別職員構成

給料表 号給 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	行	1								1					2	1	1	3				5	3			2	1	1	1	50	3
	2								9	18	6	7	7	23	4	10	11	39	9	13	3	18	22	16	18	24	20	21	14	4	
	3						1							1	1	1	9	15	9	16	15	32	9	17	11	17	12	14	19	15	
	4																			1									1		
	5																														
政	6																														
	7			1																											
	8																				1			1	1	2	3	3	3	5	
職	9									1				6	5	4				1					1				1		
	計																														
警	1				4		10	1		11	4	1	11	3	1	1	5	25	7	1	30	17	5	7	4	7	5	3	6	6	
	2																20	7	8	1	17	5	10	11	7	4	3	5	3	5	
	3						2	1				1		1		1	2	8	3	5	2	2	2	7	5	6	4	2	7	7	
	4											1	1			1		1	2	1		1			1	4	5	2	4		
	5																				1				1	4				2	
察	6																														
	7	1																													
	8																														
職	9																														
	計																														
教	1				1												1							1	3	1			1	1	
育	2				1	1	2	2		2	4	1	6	1		2	4	5	3	1	4	13	1	2	5	17	4	4	11	5	
職	3																														
(一)	4																								1		1		2	1	
	計																														
教	1																														
育	2																4		4	6	5	19	13	8	30	10	10	9	25	21	
職	3																														
(二)	4																						1			5	6	7	12	7	
	計																														

(單位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	身 級	給 料 表
31	13	8	23	9	6	34	10	7	13	2	5	6	2		1	4	10	1	2	1		2			1	1					1
9	17		1	1	1															1											2
9	20	29	19	19	15	18	26	25	12	28	21	21	24	24	8	6	4	4	20	21	21	15	31	27	35	21	31	16	14	3	
			1			3		3	6	3	6	3	5	27	13	20	13	18	14	20	15	27	19	14	20	27	25	23	20	4	
																			1	1	1	1	4	6	3	10	3	14	6	7	5
																					1						1			2	6
						1						2	1	2	1	3	9	34	10	9	6	5	2	6	6	3	5	4	2	7	
6	5	5	3	3	2	4	1	2						2																8	
																															9
																											計				
5	3	1	5	3	1	2	3	1	2			3																		1	
4	14	9	6	3	10	6	14	7	2	6	3	9	6	4	1	4	4	2	2	1	4	1								2	
2	9	4	4	2	8	3	2	9	5	5	6	11	9	8	8	2	5	2	5	2	3	4	3	4	4	4	2	1	3		
3	2	1	4	4	1	6	3	2	1	4	5	1	6	4	3	7	2	4	1	3	6	5	3	1	3	4	4	1	2	4	
						1		2		1				1	5	4	4		1	5	4	2	3	1	7		4	3	3	5	
																							1	2				1	2	6	
																					1	1		1						7	
																														8	
						4			3				1																	9	
																											計				
	1	1	3	1	1		6	2	5	1	3		1	1	1	2	2	2	3	1	1		2		6	3	2	3	2	1	
3	9	10	22	2	25	7	20	5	6	4	9	12	19	2	9	9	6	8	12	9	14	9	11	10	26	12	15	19	31	2	
																													2	2	3
1	1	2	4	3	4	4	2	5		3	1	2	2		1															4	
																											計				
																														1	
4	17	9	19	5	20	21	38	10	29	19	37	17	35	27	39	24	27	34	33	12	9	9	19	20	36	13	21	30	20	2	
																															3
10	10	16	8	13	20	20	6	19	19	23	14	13	11	2	7	4	4	13												4	
																											計				

給料表	号給級	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90				
		行政職	1																																
2																																			
3	3		1	1				1																											
4	21		25	22	9	17	10	12	8	1	1	5		1			2	2				1		2			2	1	2	4		1			
5	15		34	21	22	24	38	12	18	20	17	28	18	22	29	28	32	16	18	22	17		8	28	17	14	11	16	12	4	12	12			
6			1	5	4	2	5	4	4	7	7	9	9	8	20	12	15	23	8	22	16		40	22	47	41	180								
7	2		2	1	1					2																									
8																																			
9																																			
計																																			
警察職	1																																		
	2																																		
	3	2		1					3	1	1	1	2	1	1	3	1	1	1	4				1		1									
	4	3	7	1	3	4	8	6	3	1	6	4	7	1	2	3	3	1	3	5	3		6	3	2		2	2	9	5	5	7			
	5	6	3	2	4	4	1	8	5	8	7	2	9	6	8	4	5	5	10	7	2		4	6	8	11	7	8	7	7	6	3			
	6		3	1	2	1		3	1	2	2	2			1	1	3	2	5	5	1		4	2	4	3	1	1	3	2	92				
	7	1		3			1	3	1	3	4	1	3	4	4	1	2	29																	
	8	13																																	
	9																																		
	計																																		
教育職(一)	1	1	2	2	4	2		2			3	1	5	2	2	3						1	2	1	1	1	1	1	3	3	1	2			
	2	12	19	12	4	10	23	11	24	12	21	6	5	17	12	37	9	18	17	22		14	21	41	18	12	43	21	35	15	29				
	3	1	2	4	4	4	4	3	4	5	4	1		4	1	4	1	1				2													
	4																																		
	計																																		
教育職(二)	1																																		
	2	14	11	13	25	8	25	29	37	26	24	25	27	21	14	26	5	8	40	16	23		31	41	17	10	25	20	50	14	28	30			
	3			1		3		2	3	11	9	16	12	12	22	12	17	11	17	17		8	10	10	13	8	11	8	10	6	5				
	4																																		
	計																																		

(單位：人)

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	等級	給料表																	
																															1	行政																
																															2																	
									1																						3																	
4	1	5	4	1	1	4	1		1					4																	4																	
11	6	34																													5																	
																																	6															
																																	7															
																																	8															
																																	9															
																																															計	
																																	1	警察														
																																	2															
1																																	3															
4	2	5	9	6	2	4	6	4	7	6	8	8	6	5	2	7	3	8	5	4	6	7	2	6	7	4	5	4	7		4																	
3	5	4	6	1	1	5	1	3	2	4																						5																
																																	6															
																																	7															
																																	8															
																																	9															
																																																計
1	2	1			2	2	3	4	1	1		1	1																			1	教育職															
22	43	34	56	44	26	31	28	13	73	17	48	29	30	31	29	13	23	17	11	8	17	13	22	17	21	14	16	9	8		2																	
																																		3														
																																		4														
																																																計
66	10	49	47	73	45	80	35	38	77	34	62	45	69	76	73	81	66	79	82	61	110	50	91	47	77	63	58	36	72		1	教育職																
1	6	3	1	2	1	4	1				2	1	2	3																			2															
																																		3														
																																		4														
																																																計

給料表	目級	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150		
		行政職	1																														
2																																	
3																																	
4																																	
5																																	
6																																	
7																																	
8																																	
9																																	
計																																	
警察職	1																																
	2																																
	3																																
	4	4	2	6	7	7	5	5	6	50																							
	5																																
	6																																
	7																																
	8																																
	9																																
	計																																
教育職(一)	1																																
	2	10	23	5	11	8	16	2	12	5	17	4	8	10	3	3	6	3	14	17	28	11	5	5	17	2	9	6		6			
	3																																
	4																																
	計																																
教育職(二)	1																																
	2	48	49	49	50	39	34	36	35	33	23	20	22	14	18	14	13	16	27	9	15	12	8	11	22	8	14	26	23	11	19		
	3																																
	4																																
	計																																

(単位：人) (注) 平均給料には調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料表	再任用		
																			266	187,281	1	政	11		
																			346	223,190	2				
																			805	295,704	3		行	1	
																			522	371,897	4				
																			693	412,555	5				
																			515	444,428	6				
																			120	462,551	7				
																			52	481,224	8				
																			19	515,400	9		職		
																			3,338	348,806	計		12		
																				204	196,509	1	警		
																				228	231,697	2			
																				230	269,174	3			
																				486	385,611	4			2
																				267	425,780	5			1
																				153	458,871	6		察	
																				66	470,100	7			1
																				13	489,910	8			
																				8	500,500	9		職	
																			1,655	342,914	計		4		
																				130	273,861	1	教		
		1																		2,026	399,956	2	育	3	
																				53	475,489	3	職		
																				40	505,903	4	(一)		
																			2,249	396,331	計		3		
																						1	教		
33	17	5	10	5	6	12	9	10		5	1								4,183	381,384	2	育	1		
																				281	443,773	3	職		
																				270	482,336	4	(二)		
																			4,734	390,845	計		1		

給料表	号級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		研究職	1																													
	2				3		4		1	4	2		4	1		1	2	1				1	1	1	1		1	1		1	1	
	3												4	2	4	1		2		1	1	1	1	1	2	3	1		6	4	1	
	4																															
	5																															
	計																															
医療職	1			1			1										1	1														
	2	2			6				5			1	4																			
	3	4			7	1			3			1	3			1	4					5			3	4		5	3	1		1
(一)	4																1	1						2	2		4	1	2	2		3
	計																															
医療職	1																															
	2				2	6	9	2	1	7	5	3	5			2	9	3				2	5	1	1	2	1	3	3	1		4
	3																1	1	2			2	1	3	1			1	1		3	
	4																											1	4	4	1	
	5																															
(二)	6																															
	7																															
	計																															
医療職	1																															
	2								1	1	7	1	3	12	2		22	3	1	7	23	2	6	2	8	23	7	3	6	16		
	3												3	4	8	5	5	3	4	6	5	3	5	3	4	1	2	2	1	2		
	4																4	2	1	1	4	3	5	5	2	1	2	1	1	6		
	5																2	4	3	2	4	5	3	1	3	4	1	2	2	5		
(三)	6																															
	7																															
	計																															
福祉職	1										1							1	1													
	2																						1									
	3																															
	4																															
	5																															
	6																															
	計																															



(単位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	号級	給料表	
											1																				1	研究職
1		1	5	1	1				1		1																				2	
2		7		3			3	1	3	2	2	5	2	2	4	2	3	1	3	1	1	2	8	4	2	2	1			3		
							5	2	2	1	5	2	3			1	1	3	2	4	2		4	2	5	1	1	2	2	4		
			3	1	4	2	1					2		2																5		
																														計		
																															1	医療職
																															2	
	2	1			2		1	2		1	2				1													1		3		
	1		1			2	3		2			1	1		1						1	1	1							4 (-)		
																														計		
			1																												1	医療職
1	1																														2	
		1	2		4	1	2																								3	
	2	2	2	1	1	3	1	2		1	4		2																	4		
	3		3	1		3	1		1	2	1	1	1		1	2	1		1					4			1	1	1	5		
				1			1	2	3	1	1	4		1	1			1			2		1	2	1		2	3	3	6 (二)		
							3	2	2																					7		
																														計		
																															1	医療職
7	7	5	12	7	8		2	2				1											1							2		
																															3	
2	5		1																											4		
5		5	3	4	1	2	2	3	6	2	3	5	4	3	3	1	3	3	6	2	3	1	3	4	5	11	4	4	6	5		
				1	1		2			2	1	4	4	3	1	6	7	2	1			1	4	2	1	2	3	1	5	6 (三)		
																	1	1	1	2	1	2	4							7		
																														計		
		1			1			1	1																						1	福祉職
1															1	1					1									2		
															1															3		
																							1							4		
																												1		5		
																														6		
																														計		

給料 等級	給料		61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90		
	研究職	1																																
	2																																	
	3																																	
	4		2	2	3	2	1	4	3		1		4	5		1	1	4	2	2	2	3		3	1	2	3	4	6	26				
	5																																	
	計																																	
医療職	1																																	
	2																																	
	3																																	
(一)	4			1	1		1	2		1		1		1			1			1					1									
	計																																	
医療職	1																																	
	2																																	
	3																																	
	4																																	
	5	1		2		2		3																										
(二)	6	1	3	1	2	2	1	1	2	4	3		1	2	4	3		25																
	7																																	
	計																																	
医療職	1																																	
	2																																	
	3																																	
	4																																	
	5	14	7	9	6	9	4	5	6		4		2																					
(三)	6	2	6	6	2	4	2	6	5	2	1	3	6	3		6	5	11																
	7																																	
	計																																	
福祉職	1																																	
	2																																	
	3																																	
	4																									1								
	5				1						2	2		1	2	1		1																
	6																																	
	計																																	

(単位：人) (注) 平均給料には調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110 ~	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料 表	再 任用
																				1	209,400	1		3
																				42	231,491	2	研	
																				101	356,354	3	究	
																				137	463,728	4	職	
																				15	516,520	5		
																				296	395,953	計		3
																				4	269,725	1	医	
																				18	347,222	2	療	
																				59	446,601	3	職	
																				44	560,376	4	(一)	
																				125	466,679	計		
																				1	210,700	1		1
																				79	204,973	2		
																				26	265,733	3	医	
																				31	305,173	4	療	
																				37	380,810	5	職	
																				85	447,137	6	(二)	
																				7	469,029	7		
																				266	331,401	計		1
																						1		
																				208	228,543	2		
																				66	265,533	3	医	
																				46	298,997	4	療	
																				214	375,770	5	職	
																				124	471,551	6	(三)	
																				12	497,744	7		
																				670	332,037	計		
																				7	213,830	1		2
																				5	297,920	2	福	
																				1	356,850	3		
																				2	430,750	4	社	
																				11	481,123	5		
																						6	職	
																				26	365,273	計		2

第6表 給料表別、級別平均経験年数

(単位：年)

給料表		級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
行政職	男		2.9	7.1	14.4	20.8	28.3	34.2	35.2	34.6	34.1	22.2
	女		3.5	7.9	16.1	22.6	31.1	37.5	38.1			19.4
	計		3.2	7.4	15.1	21.2	29.0	34.8	35.4	34.6	34.1	21.4
警察職	男		2.5	5.3	10.8	26.5	28.9	33.3	33.4	34.5	37.9	20.4
	女		2.0	5.9	9.4	13.6						6.4
	計		2.4	5.4	10.6	26.3	28.9	33.3	33.4	34.5	37.9	19.8
教育職(一)	男		9.1	21.0	32.8	34.3						21.2
	女		14.0	20.0	33.3	34.6						19.7
	計		12.0	20.6	32.8	34.3						20.6
教育職(二)	男			18.2	29.6	34.0						20.9
	女			20.7	31.1	35.1						21.4
	計			19.7	30.1	34.2						21.2
研究職	男		9.0	4.8	15.9	30.3	35.8					23.4
	女			3.4	14.4	27.9						13.3
	計		9.0	4.3	15.5	30.1	35.8					21.7
医療職(一)	男		4.3	8.1	16.0	28.9						19.7
	女		4.0	6.8	14.8	29.8						14.9
	計		4.3	7.7	15.7	29.0						18.9
医療職(二)	男			3.6	11.5	14.4	21.1	31.0	35.5			21.6
	女		5.0	4.3	11.4	15.0	22.4	32.3	37.0			15.4
	計		5.0	4.1	11.4	14.8	21.9	31.5	35.7			18.1
医療職(三)	男			5.0	10.0	12.5	23.7	38.5				10.6
	女			4.8	9.9	13.9	22.8	33.5	37.2			18.0
	計			4.8	9.9	13.8	22.8	33.6	37.2			17.6
福祉職	男		5.0			25.5	33.3					26.0
	女		3.0	12.6	20.0		36.6					19.7
	計		3.3	12.6	20.0	25.5	35.7					21.2

第7表 給料表別年齢構成

(単位：人)

給料表		19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55歳以上	計
行政職	男		71	183	244	351	343	370	360	443	2,365
	女		48	118	151	186	155	102	114	99	973
	計		119	301	395	537	498	472	474	542	3,338
警察職	男	15	131	233	187	138	118	222	298	235	1,577
	女		21	26	20	11					78
	計	15	152	259	207	149	118	222	298	235	1,655
教育職(一)	男	1	13	71	142	187	254	279	207	171	1,325
	女		4	49	149	205	162	142	133	80	924
	計	1	17	120	291	392	416	421	340	251	2,249
教育職(二)	男		20	131	234	239	377	487	355	204	2,047
	女		27	197	316	313	440	514	591	289	2,687
	計		47	328	550	552	817	1,001	946	493	4,734
研究職	男		4	14	20	30	40	31	34	71	244
	女		8	3	12	15	6	4	3	1	52
	計		12	17	32	45	46	35	37	72	296
医療職(一)	男			3	14	27	16	15	15	13	103
	女			4	3	7	3	1	2	2	22
	計			7	17	34	19	16	17	15	125
医療職(二)	男		6	17	8	11	6	13	26	28	115
	女		17	34	20	24	16	14	11	15	151
	計		23	51	28	35	22	27	37	43	266
医療職(三)	男		5	14	9		4	3		2	37
	女		38	133	95	70	63	99	75	60	633
	計		43	147	104	70	67	102	75	62	670
福祉職	男			1			1		1	3	6
	女		3	2	3	3	1			8	20
	計		3	3	3	3	2		1	11	26
合計	男	16	250	667	858	983	1,159	1,420	1,296	1,170	7,819
	女		166	566	769	834	846	876	929	554	5,540
	計	16	416	1,233	1,627	1,817	2,005	2,296	2,225	1,724	13,359

## 第8表 扶養手当の支給状況

### (1) 扶養親族数別職員数

(単位：人)

扶養親族数	区分	該 当 職 員 数	うち扶養親族たる
			配偶者を有するもの
1 人		1,755	656
2 人		2,172	628
3 人		1,481	804
4 人		499	365
5 人		89	63
6 人以上		15	13
計		6,011	2,529

### (2) 給料表別平均扶養親族数

(単位：人)

給料表	行政職	警察職	教育職(一)	教育職(二)	研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福祉職	全給料表
平均扶養親族数	1.1	1.4	1.1	0.8	1.3	1.8	0.6	0.3	0.3	1.0

## 第9表 職員の通勤状況

### (1) 通勤方法

(単位：人)

区分 部局	職員数	交通機関 等利用者 (A)	交 通 用 具 使 用 者				併用者 (C)	(A)+(B)+(C)
			自転車	原動機付 自転車等	自動車	小計 (B)		
知事部局	3,658	592	119	7	2,104	2,230	223	3,045
各種委員会	358	67	13		211	224	25	316
県立学校	2,376	39	10	1	2,051	2,062	16	2,117
小・中学校	5,011	14	5	1	4,320	4,326	7	4,347
警察本部	1,956	141	35	3	1,202	1,240	41	1,422
計	13,359	853	182	12	9,888	10,082	312	11,247

(2) 交通用具使用者（併用者を除く。）の通勤距離別分布

(単位：人)

区分(km)	部局 交通用具	知事	各種	県立	小・中	警察	計
		部局	委員会	学校	学校	本部	
2以上 3未満	自転車	67	9	4	1	19	100
	原動機付自転車	2					2
	自動車	112	8	122	383	142	767
3～4	自転車	31	3	1	2	15	52
	原動機付自転車	2				1	3
	自動車	175	12	139	418	97	841
4～5	自転車	10	1	2	1	1	15
	原動機付自転車						
	自動車	139	19	131	448	107	844
5～6	自転車	1					1
	原動機付自転車						
	自動車	107	11	130	399	47	694
6～8	自転車	8		1	1		10
	原動機付自転車	2					2
	自動車	175	25	220	631	127	1,178
8～10	自転車			1			1
	原動機付自転車						
	自動車	175	20	193	540	113	1,041
10～12	自転車	1		1			2
	原動機付自転車				1		1
	自動車	137	17	169	389	111	823
12～14	自転車						
	原動機付自転車						
	自動車	119	15	153	263	97	647
14～16	自転車						
	原動機付自転車						
	自動車	119	14	114	209	87	543
16～18	自転車						
	原動機付自転車					2	2
	自動車	100	13	120	188	38	459
18～20	自転車	1					1
	原動機付自転車						
	自動車	109	9	104	100	41	363
20～22	自転車						
	原動機付自転車	1		1			2
	自動車	99	9	91	88	37	324
22～24	自転車						
	原動機付自転車						
	自動車	74	9	60	88	36	267
24～26	自転車						
	原動機付自転車						
	自動車	65	7	63	49	25	209
26～28	自転車						
	原動機付自転車						
	自動車	40	3	46	36	22	147
28～30	自転車						
	原動機付自転車						
	自動車	59	2	34	24	23	142

区分(km)	知事	各種	県立	小・中	警察	計
	部局	委員会	学校	学校	本部	
30～32	76	7	37	17	12	149
32～34	41	4	26	16	9	96
34～36	39	3	25	9	8	84
36～38	24		12	8	4	48
38～40	17		8	5	4	34
40～42	18	2	9	2	7	38
42～44	11	1	12	2	3	29
44～46	19	1	12	2	2	36
46～48	4		6	2	1	13
48～50	8		9	1	1	19
50～52	8					8
52～54	1		3			4
54～56	5					5
56～58	3			1		4
58～60	4					4
60～	22		3	2	1	28
計	119	13	10	5	35	182
	7		1	1	3	12
	2,104	211	2,051	4,320	1,202	9,888

第10表 住居手当の支給状況

(単位：受給者数 人、手当額 円)

区分 給料表	受給者数	(内 訳)				小 計	自 宅 手当額 3,000円の 受給者	借家・借間に 係る受給者 一人当たり 平均手当額
		借 家 ・ 借 間						
		手当額 11,000円 以下の受給者	手当額 11,000円超 27,000円未満の 受給者	手当額 27,000円の 受給者				
行政職	1,316	1	96	215	312	1,004	25,602	
警察職	594	1	38	65	104	490	25,702	
教育職(一)	852		72	161	233	619	25,816	
教育職(二)	1,473		170	264	434	1,039	25,536	
研究職	146		16	22	38	108	25,468	
医療職(一)	52		5	11	16	36	26,044	
医療職(二)	86		8	18	26	60	25,885	
医療職(三)	150		52	68	120	30	25,668	
福祉職	5			1	1	4	27,000	
計	4,674	2	457	825	1,284	3,390	25,641	



## 2 民間給与関係資料

(ページ調整のための白紙)

## 平成21年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職の職員の給与を検討するため、平成21年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

### (2) 調査機関

本委員会および人事院

### (3) 調査の範囲

#### ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「医療・福祉」、「教育、学習支援業」および「サービス業（学術・開発研究機関、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業および政治・経済・文化団体）」に分類された359事業所

#### イ 調査対象職種

78職種（行政職相当職種22職種、その他の職種56職種）

### (4) 調査対象の抽出

#### ア 標本事業所の抽出

上記(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から102事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

#### イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

#### ウ 調査実人員

初任給関係243人（うち行政職に相当する調査実人員222人）、初任給関係以外の調査職種4,194人（うち行政職に相当する調査実人員3,593人）。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、19,408人であり、行政職に相当するものは14,736人である。

### (5) 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	98	32	50	16
漁業	0	0	0	0
鉱業、建設業	5	2	2	1
製造業	55	15	27	13
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業	14	8	5	1
卸売・小売業	12	2	9	1
金融・保険業、不動産業	4	3	1	0
医療、福祉、教育、学習支援業、 サービス業	8	2	6	0

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が4事業所あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(第12表について同じ。)

第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計			
		500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
新 卒 事 務 員	大学卒	186,614	179,171	194,234	181,000
	短大卒	166,240	159,500	168,400	—
	高校卒	147,867	156,358	146,274	—
新 卒 技 術 者	大学卒	195,783	204,102	193,721	187,000
	短大卒	167,200	—	167,200	—
	高校卒	165,809	166,004	164,074	185,000
新卒事務員・技術者計	大学卒	188,858	182,518	194,071	184,000
	短大卒	166,750	159,500	167,680	—
	高校卒	162,401	165,372	158,543	185,000

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いたものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 公民給与比較の職種

(1)規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成21年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	3	52.3	627,268	0	627,268	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	x	x	x	x	x	
高校卒	x	x	x	x	x	
中学卒	x	x	x	x	x	
工場長	7	51.3	669,563	0	669,563	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	6	51.3	694,083	0	694,083	
高校卒	x	x	x	x	x	
事務部長	86	53.1	542,947	568	542,379	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	58	52.3	555,119	827	554,292	
短大卒	6	54.6	564,137	0	564,137	
高校卒	21	54.9	499,017	0	499,017	
中学卒	x	x	x	x	x	
技術部長	86	50.5	574,721	858	573,863	同上
大学卒	68	49.9	576,140	554	575,586	
短大卒	4	50.2	598,311	8,332	589,979	
高校卒	12	51.7	603,567	431	603,136	
中学卒	2	58.6	354,645	0	354,645	
事務部次長	26	51.8	433,101	0	433,101	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職
大学卒	15	50.9	463,684	0	463,684	
高校卒	11	52.9	399,473	0	399,473	
技術部次長	18	49.8	643,690	339	643,351	同上
大学卒	13	49.1	706,912	0	706,912	
短大卒	2	49.6	604,083	0	604,083	
高校卒	3	52.3	459,798	1,703	458,095	
事務課長	106	47.1	435,340	7,592	427,748	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
大学卒	58	47.1	447,001	7,661	439,340	
短大卒	11	47.9	406,027	2,762	403,265	
高校卒	37	46.8	425,185	8,936	416,249	
技術課長	241	46.3	512,929	2,159	510,770	同上
大学卒	143	44.5	510,029	1,719	508,310	
短大卒	26	46.7	556,734	3,669	553,065	
高校卒	70	49.3	507,406	2,509	504,897	
中学卒	2	56.5	332,773	0	332,773	
事務課長代理	23	44.4	394,622	1,662	392,960	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課 長代理および課長代理級専門職
大学卒	17	44.0	386,889	2,232	384,657	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	5	46.9	424,176	0	424,176	
技術課長代理	21	46.0	483,992	10,554	473,438	同上
大学卒	9	41.5	458,048	24,569	433,479	
高校卒	12	49.3	503,317	114	503,203	

(注) 「x」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成21年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)			
事務・ 技術関係 職種	事務係長	193	44.0	404,686	28,461	376,225	<ul style="list-style-type: none"> <li>課長または課長代理等に直属し直属の部下を有する者</li> <li>職能資格等が上記の係長と同等と認められる係長および係長級専門職</li> </ul>	
	大学卒	90	41.8	384,529	27,021	357,508		
	短大卒	18	42.0	371,632	19,502	352,130		
	高校卒	83	46.6	434,664	32,476	402,188		
	中学卒	2	45.3	302,594	0	302,594		
	技術係長	332	43.7	474,055	50,667	423,388		同上
	大学卒	147	41.5	456,565	47,748	408,817		
	短大卒	27	42.0	462,097	46,607	415,490		
	高校卒	153	46.3	494,454	54,549	439,905		
	中学卒	5	53.2	506,300	53,122	453,178		
	事務主任	123	40.1	311,720	29,250	282,470		
	大学卒	60	37.6	335,899	35,705	300,194		
	短大卒	26	41.2	301,379	27,822	273,557		
	高校卒	36	42.4	284,409	20,514	263,895		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	技術主任	217	41.3	401,790	40,883	360,907		
	大学卒	101	39.1	410,431	46,441	363,990		
	短大卒	32	41.3	405,835	46,063	359,772		
	高校卒	82	43.9	390,978	31,802	359,176		
	中学卒	2	56.5	298,515	14,975	283,540		
	事務係員	1,129	36.1	274,818	21,943	252,874		
	大学卒	379	33.5	278,592	20,423	258,169		
	短大卒	211	36.2	254,978	20,044	234,934		
	高校卒	530	37.8	279,396	23,949	255,447		
中学卒	9	54.5	327,012	14,604	312,408			
技術係員	982	33.8	303,655	31,714	271,941			
大学卒	433	30.3	297,685	33,585	264,100			
短大卒	161	34.4	292,089	27,529	264,560			
高校卒	378	37.5	315,958	31,454	284,504			
中学卒	10	54.0	327,547	21,209	306,338			

## (2) 規模 500 人以上(企業規模 500 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成21年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	3	52.3	627,268	0	627,268	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	x	x	x	x	x	
高校卒	x	x	x	x	x	
中学卒	x	x	x	x	x	
工場長	4	51.8	775,338	0	775,338	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	3	52.1	865,155	0	865,155	
高校卒	x	x	x	x	x	
事務部長	37	53.2	652,837	1,288	651,549	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	27	52.5	668,574	1,696	666,878	
短大卒	3	56.4	642,819	0	642,819	
高校卒	6	54.9	577,998	0	577,998	
中学卒	x	x	x	x	x	
技術部長	49	50.5	658,156	131	658,025	同上
大学卒	41	49.8	655,302	8	655,294	
短大卒	2	55.1	664,923	0	664,923	
高校卒	6	53.6	674,453	968	673,485	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	11	51.2	485,232	0	485,232	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職
大学卒	10	50.8	487,441	0	487,441	
高校卒	x	x	x	x	x	
技術部次長	15	49.2	687,930	433	687,497	同上
大学卒	12	48.5	735,385	0	735,385	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	2	53.0	468,467	2,672	465,795	
事務課長	35	48.2	511,696	7,388	504,308	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
大学卒	19	47.0	504,199	10,813	493,386	
短大卒	2	49.1	503,355	21,574	481,781	
高校卒	14	49.5	521,194	1,891	519,303	
技術課長	165	46.5	557,509	2,216	555,293	同上
大学卒	104	44.3	539,685	2,222	537,463	
短大卒	15	48.1	653,270	0	653,270	
高校卒	45	50.5	567,631	2,975	564,656	
中学卒	x	x	x	x	x	
事務課長代理	x	x	x	x	x	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課 長代理および課長代理級専門職
大学卒	x	x	x	x	x	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
技術課長代理	16	47.1	516,483	13,498	502,985	同上
大学卒	6	42.5	490,128	36,069	454,059	
高校卒	10	49.9	532,222	21	532,201	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成21年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務係長	91	45.9	501,313	38,741	462,572	<ul style="list-style-type: none"> <li>課長または課長代理等に直属し直属の部下を有する者</li> <li>職能資格等が上記の係長と同等と認められる係長および係長級専門職</li> </ul>
	大学卒	42	42.4	436,617	26,510	410,107	
	短大卒	6	46.9	504,769	25,666	479,103	
	高校卒	42	48.4	558,806	51,411	507,395	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術係長	250	43.7	512,518	60,364	452,154	同上
	大学卒	114	41.1	474,794	53,680	421,114	
	短大卒	18	42.8	510,774	59,001	451,773	
	高校卒	114	46.7	556,620	68,704	487,916	
	中学卒	4	53.2	542,234	55,466	486,768	
	事務主任	53	40.1	349,653	42,615	307,038	
	大学卒	32	37.5	367,138	46,221	320,917	
	短大卒	8	41.5	315,722	36,035	279,687	
	高校卒	12	43.4	339,700	39,461	300,239	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術主任	114	41.0	464,668	62,340	402,328	
	大学卒	60	38.5	439,829	62,433	377,396	
	短大卒	19	42.7	452,329	61,839	390,490	
	高校卒	35	45.2	527,018	62,497	464,521	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係員	447	37.4	315,713	33,005	282,708	
大学卒	117	32.4	297,840	30,682	267,158		
短大卒	99	36.6	272,417	21,109	251,308		
高校卒	223	40.1	346,440	40,790	305,650		
中学卒	8	56.1	338,172	16,292	321,880		
技術係員	587	33.1	310,611	32,444	278,167		
大学卒	231	28.6	296,109	31,550	264,559		
短大卒	97	33.8	297,597	26,046	271,551		
高校卒	250	37.2	331,222	36,270	294,952		
中学卒	9	53.9	341,822	24,119	317,703		



## (3) 規模 100 人以上 500 人未満(企業規模 100 人以上 500 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成21年4月分平均支給額			備考
			きま まつて支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
中学卒	-	-	-	-	-	
工場長	3	50.7	557,423	0	557,423	・ 構成員50人以上の工場 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	3	50.7	557,423	0	557,423	
高校卒	-	-	-	-	-	
事務部長	47	53.4	476,841	0	476,841	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	30	52.5	476,978	0	476,978	
短大卒	3	53.4	509,086	0	509,086	
高校卒	14	55.5	468,929	0	468,929	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術部長	33	50.9	497,444	1,968	495,476	同上
大学卒	25	50.8	484,126	1,412	482,714	
短大卒	2	45.5	533,904	16,389	517,515	
高校卒	5	51.9	565,307	0	565,307	
中学卒	x	x	x	x	x	
事務部次長	14	52.3	410,813	0	410,813	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職
大学卒	5	51.0	436,339	0	436,339	
高校卒	9	53.1	394,506	0	394,506	
技術部次長	3	52.0	484,074	0	484,074	同上
大学卒	x	x	x	x	x	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	x	x	x	x	x	
事務課長	62	46.6	405,858	5,602	400,256	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
大学卒	33	46.9	429,881	5,078	424,803	
短大卒	9	47.7	391,738	0	391,738	
高校卒	20	45.5	368,098	9,334	358,764	
技術課長	67	45.6	430,575	2,460	428,115	同上
大学卒	36	44.8	446,306	620	445,686	
短大卒	10	44.9	444,909	9,357	435,552	
高校卒	20	46.8	404,195	2,433	401,762	
中学卒	x	x	x	x	x	
事務課長代理	20	44.6	407,881	1,339	406,542	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課 長代理および課長代理級専門職
大学卒	14	44.1	403,974	1,904	402,070	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	5	46.9	424,176	0	424,176	
技術課長代理	5	42.0	370,294	248	370,046	同上
大学卒	3	39.5	389,513	0	389,513	
高校卒	2	46.0	339,927	641	339,286	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成21年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務係長	94	42.5	332,475	22,353	310,122	<ul style="list-style-type: none"> <li>課長または課長代理等に直属し直属の部下を有する者</li> <li>職能資格等が上記の係長と同等と認められる係長および係長級専門職</li> </ul> 同上
	大学卒	43	41.3	351,505	30,520	320,985	
	短大卒	11	40.3	337,975	19,624	318,351	
	高校卒	39	44.6	311,993	14,716	297,277	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術係長	68	44.0	351,065	15,983	335,082	
	大学卒	26	43.7	392,602	19,976	372,626	
	短大卒	7	42.8	350,289	4,282	346,007	
	高校卒	34	44.3	320,069	14,424	305,645	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務主任	64	40.3	294,363	22,992	271,371	
	大学卒	26	38.0	308,605	26,370	282,235	
	短大卒	17	40.0	298,782	27,103	271,679	
	高校卒	21	43.3	273,217	15,561	257,656	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	92	42.5	332,402	14,264	318,138	
	大学卒	38	39.7	366,638	21,219	345,419	
	短大卒	10	41.9	335,012	16,697	318,315	
	高校卒	42	44.4	304,705	7,848	296,857	
	中学卒	2	56.5	298,515	14,975	283,540	
事務係員	574	34.9	251,296	15,498	235,798		
大学卒	246	33.7	270,429	17,197	253,232		
短大卒	96	35.2	234,380	17,095	217,285		
高校卒	231	36.1	236,524	12,914	223,610		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術係員	346	34.8	286,576	30,980	255,596		
大学卒	192	33.4	300,888	38,503	262,385		
短大卒	56	36.3	279,336	34,478	244,858		
高校卒	97	36.7	258,945	11,485	247,460		
中学卒	x	x	x	x	x		

## (4) 規模 100 人未満(企業規模 50 人以上 100 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成21年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
中学卒	-	-	-	-	-	
工場長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
事務部長	2	48.0	511,499	2,464	509,035	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	x	x	x	x	x	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	x	x	x	x	x	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術部長	4	48.3	400,930	0	400,930	同上
大学卒	2	45.0	393,940	0	393,940	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	x	x	x	x	x	
中学卒	x	x	x	x	x	
事務部次長	x	x	x	x	x	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職
大学卒	-	-	-	-	-	
高校卒	x	x	x	x	x	
技術部次長	-	-	-	-	-	同上
大学卒	-	-	-	-	-	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
事務課長	9	46.9	416,854	17,930	398,924	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
大学卒	6	48.0	423,853	13,173	410,680	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	3	44.7	402,856	27,443	375,413	
技術課長	9	47.2	417,328	0	417,328	同上
大学卒	3	45.3	399,433	0	399,433	
短大卒	x	x	x	x	x	
高校卒	5	48.8	432,420	0	432,420	
中学卒	-	-	-	-	-	
事務課長代理	2	45.5	315,929	0	315,929	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課 長代理および課長代理級専門職
大学卒	2	45.5	315,929	0	315,929	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
技術課長代理	-	-	-	-	-	同上
大学卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成21年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
事務・ 技術 関係 職種	事務係長	8	43.1	322,027	7,484	314,543	・ 課長または課長代理等に直属し直属の部下 を有する者 ・ 職能資格等が上記の係長と同等と認められる 係長および係長級専門職
	大学卒	5	41.6	335,627	9,509	326,118	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	2	48.5	342,089	6,164	335,925	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	14	42.8	381,612	40,665	340,947	同上
	大学卒	7	40.4	379,993	41,939	338,054	
	短大卒	2	34.0	376,984	57,947	319,037	
	高校卒	5	49.6	385,729	31,966	353,763	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務主任	6	38.5	256,580	10,882	245,698	
	大学卒	2	34.5	318,252	31,117	287,135	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	3	36.0	211,542	1,019	210,523	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	11	36.5	312,066	27,959	284,107	
	大学卒	3	43.3	307,430	2,614	304,816	
	短大卒	3	32.7	325,471	31,749	293,722	
	高校卒	5	34.8	306,805	40,892	265,913	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事務係員	108	37.1	255,166	16,948	238,218		
大学卒	16	35.9	280,184	8,349	271,835		
短大卒	16	39.4	267,638	28,141	239,497		
高校卒	76	36.9	247,268	16,441	230,827		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	49	39.6	293,552	24,119	269,433		
大学卒	10	34.8	296,687	18,577	278,110		
短大卒	8	33.0	280,160	8,312	271,848		
高校卒	31	42.8	295,996	29,985	266,011		
中学卒	-	-	-	-	-		

2 その他の職種

規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成21年4月分平均支給額			備 考	
			きま って支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
技能・ 労務関係 職種	自家用乗用自動車運転手	5	54.2	329,744	25,777	303,967	
	守衛	9	48.4	331,779	22,719	309,060	
	用務員	4	54.6	212,764	2,731	210,033	
研究関係 職種	研究部(課)長	4	55.0	658,453	0	658,453	2室(係)以上または構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	8	43.8	434,481	0	434,481	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	20	44.2	479,087	0	479,087	下記の研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記の研究部(課)長および研究室(係)長を除く。)
	研究員	46	35.9	344,405	17,771	326,634	
医療関係 職種	病院長	2	58.5	1,995,370	86,000	1,909,370	部下に医師または歯科医師5人以上
	副院長	7	56.6	1,767,843	115,843	1,652,000	上記の院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	24	50.4	1,650,794	159,238	1,491,556	部下に医師または歯科医師1人以上
	医師	25	37.5	1,108,776	104,647	1,004,129	
	薬局長	3	46.7	431,150	11,980	419,170	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	19	31.9	259,599	22,330	237,269	
	診療放射線技師	24	38.3	311,681	18,557	293,124	
	臨床検査技師	29	37.5	293,330	25,538	267,792	
	栄養士	21	30.1	233,811	13,221	220,590	
	理学療法士	41	27.8	259,500	7,393	252,107	
	作業療法士	32	27.0	242,785	2,788	239,997	
	総看護師長	3	54.3	541,840	15,374	526,466	部下に看護師長5人以上
	看護師長	42	43.7	396,430	25,610	370,820	部下に看護師または准看護師5人以上
	看護師	97	32.4	309,272	45,747	263,525	
准看護師	56	46.0	303,597	36,654	266,943		
教育関係 職種	大学 教授	26	54.2	570,449	0	570,449	
	大学 准教授	26	44.0	461,431	0	461,431	
	大学 講師	23	35.0	376,465	0	376,465	
	大学 助教	2	27.0	258,836	0	258,836	

参考 公民給与比較上の対応関係

行政職の職務の級	対応民間職種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長、 部長、部次長	—	—
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長
7級			
6級	課長代理	課長	課長
5級			
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

第14表 民間における初任給の改定状況

項目 学歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	30.2 %	( 5.3 ) %	(94.7) %	( 0.0 ) %	69.8 %
高校卒	18.4	(12.3)	(83.8)	( 4.0)	81.6

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。  
 2 ( ) 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第15表 民間における借家・借間居住者に対する住宅手当の支給状況

借家・借間居住者に対する住宅手当月額 最高支給額の中位階層	26,000円以上27,000円未満
----------------------------------	--------------------

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第16表 民間における賞与の配分状況

	課長級		係員級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
冬季	48.9 %	51.1 %	53.2 %	46.8 %

第17表 民間における所定労働時間の状況

	平均所定労働時間数 (事務管理部門)
1日単位	7時間51分
1週間単位	39時間17分





### 3 生計費關係資料

(ページ調整のための白紙)

## 標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」(総務省)等に基づき、次の方法により、費用別、世帯人員別に算定した。

### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	…	食料
住居関係費	…	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	…	被服および履物
雑費Ⅰ	…	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	…	その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

### (2) 費用別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成20年5月から平成21年4月までの費目別平均支出金額(世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、人事院の算定した全国の標準生計費を用い、これに福井市の費目別平均支出金額を全国の費目別平均支出金額で除したものを乗じて算定した。

### (参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成20年1月～12月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が1人で夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出額金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

### 第18表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 福井市

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	32,980 円	35,870 円	48,150 円	60,420 円	72,700 円
住居関係費	29,860	49,490	45,190	40,890	36,580
被服・履物費	7,450	4,750	6,550	8,340	10,140
雑費 I	25,920	30,890	46,160	61,430	76,690
雑費 II	18,320	22,590	29,690	36,790	43,890
合計	114,530	143,590	175,740	207,870	240,000

その2 全国

【平成21年人事院勧告 参考資料より】

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	30,680 円	33,370 円	44,790 円	56,210 円	67,640 円
住居関係費	34,610	57,360	52,370	47,390	42,400
被服・履物費	9,110	5,810	8,000	10,200	12,400
雑費 I	34,610	41,260	61,640	82,030	102,410
雑費 II	17,240	21,260	27,940	34,620	41,310
合計	126,250	159,060	194,740	230,450	266,160

### 第19表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目 \ 世帯人員	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.452	0.607	0.762	0.917
住居関係費	1.035	0.945	0.855	0.765
被服・履物費	0.370	0.510	0.650	0.790
雑費 I	0.289	0.432	0.575	0.718
雑費 II	0.284	0.374	0.463	0.553

## 4 労働経済関係資料

(ページ調整のための白紙)

第20表 労働経済指標

項目	年月	平成20年												平成21年			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
民間給与・労働時間(厚生労働省毎月労働統計調査)	現金給与総額	全 国	314,347	310,063	578,170	441,373	312,883	303,940	306,109	326,431	715,290	297,734	292,957	301,623	299,064		
		前年同月比 (%)	0.8	1.0	0.8	0.3	0.6	0.1	△ 0.1	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7	△ 4.0	△ 3.2	△ 5.0	△ 3.6	
産 業	現金給与総額	福 井 県	297,468	290,594	491,621	473,465	301,227	287,980	289,975	311,146	641,457	282,351	275,753	288,120	285,311		
		前年同月比 (%)	2.7	1.3	△ 2.4	8.6	2.6	0.1	△ 0.5	△ 1.1	△ 6.2	△ 5.3	△ 5.4	△ 3.6	△ 3.8	△ 3.8	
業	現金給与総額	全 国	305,279	299,815	300,856	301,144	299,333	299,625	300,807	299,510	297,992	288,005	289,008	288,010	290,619		
		前年同月比 (%)	0.8	0.5	0.2	0.4	0.3	0.1	△ 0.1	△ 0.7	△ 1.3	△ 2.7	△ 3.0	△ 3.8	△ 3.4	△ 3.4	
製造業	現金給与総額	福 井 県	292,877	286,499	290,505	290,158	287,726	287,188	288,388	287,593	285,003	275,875	273,725	273,812	280,416		
		前年同月比 (%)	2.1	1.6	1.3	1.1	0.8	0.3	△ 0.3	△ 1.6	△ 1.1	△ 3.3	△ 5.8	△ 5.0	△ 3.9	△ 3.9	
製造業	現金給与総額	全 国	322,982	317,304	320,851	321,618	317,007	318,735	319,952	316,604	310,763	301,067	300,012	299,377	301,609		
		前年同月比 (%)	0.5	0.7	△ 0.1	0.5	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.5	△ 2.3	△ 3.4	△ 4.8	△ 6.9	△ 7.3	△ 6.6	△ 6.6	
製造業	現金給与総額	福 井 県	285,286	277,889	282,036	281,982	278,789	281,794	281,176	364,382	272,817	259,602	260,116	258,425	263,252		
		前年同月比 (%)	1.3	1.5	0.4	0.6	0.8	0.2	0.4	△ 2.9	△ 2.9	△ 6.2	△ 7.4	△ 7.6	△ 7.2	△ 7.2	
全産業	うち所定外労働時間数(時間)	全 国	158.3	150.8	157.1	159.2	148.1	152.0	157.2	152.0	149.7	139.7	143.5	145.3	152.4		
		前年同月比 (%)	13.7	12.8	12.7	12.9	12.3	12.7	12.8	12.5	11.9	10.7	10.1	10.3	10.7	10.7	
全産業	うち所定外労働時間数(時間)	福 井 県	168.6	157.0	166.0	167.1	155.7	159.6	163.8	158.1	155.2	141.3	152.2	149.9	160.5		
		前年同月比 (%)	12.6	11.6	10.9	11.5	11.0	11.2	11.3	10.8	9.7	8.5	8.6	8.7	9.5	9.5	
生計費(総務省家計調査)	消費支出(全世帯)	全 国	310,695	288,128	281,951	298,366	291,154	281,433	291,504	284,762	336,976	291,440	266,044	310,680	306,340		
		前年同月比 (%)	△ 1.7	△ 1.7	0.5	2.3	△ 1.6	0.0	△ 1.8	△ 0.7	△ 4.2	△ 5.9	△ 3.5	△ 0.6	△ 1.4	△ 1.4	
消費支出(全世帯)	消費支出(全世帯)	人口5万人以上の都市	314,921	290,954	284,510	300,816	290,842	283,837	293,918	285,670	336,750	296,639	268,082	312,971	308,836		
		前年同月比 (%)	△ 1.5	△ 2.0	1.6	1.6	△ 2.7	△ 0.1	△ 2.9	△ 0.5	△ 3.2	△ 5.4	△ 4.4	△ 1.0	△ 1.9	△ 1.9	
消費支出(全世帯)	消費支出(全世帯)	福 井 市	427,809	310,322	309,169	279,654	311,630	270,985	281,056	295,894	357,285	300,764	293,494	352,354	341,079		
		前年同月比 (%)	25.5	6.0	11.6	△ 9.9	△ 11.1	△ 17.1	△ 11.4	△ 23.5	△ 1.6	△ 6.7	8.3	△ 0.6	△ 20.3	△ 20.3	
消費者物価指数(総務省)	消費者物価指数	全 国	0.8	1.3	2.0	2.3	2.1	2.1	1.7	1.0	0.4	0.0	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1		
		前年同月比 (%)	0.6	1.0	2.1	2.3	2.2	2.3	2.4	1.6	1.1	0.8	0.8	0.9	0.7	0.7	
完全失業率(総務省)	完全失業率	全 国	4.0	4.0	4.1	4.0	4.1	4.0	3.8	4.0	4.3	4.1	4.4	4.8	5.0		
		前年同月比 (%)	2.9	2.5	2.3	2.3	2.5	2.3	2.4	3.8	4.0	4.1	4.4	4.8	5.0	5.0	
有効求人倍率(厚生労働省)	有効求人倍率	全 国	0.93	0.93	0.90	0.88	0.85	0.83	0.80	0.76	0.73	0.67	0.59	0.52	0.46		
		前年同月比 (%)	1.28	1.23	1.19	1.13	1.12	1.08	1.03	1.00	0.93	0.81	0.69	0.61	0.54	0.54	
鉱工業生産指数(福井県政策統計課)	鉱工業生産指数	全 国	1.8	0.9	△ 0.2	2.3	△ 7.2	0.4	△ 6.6	△ 16.5	△ 20.7	△ 30.9	△ 38.4	△ 34.2	△ 30.7		
		前年同月比 (%)	2.5	△ 0.2	1.7	△ 0.2	△ 7.8	△ 0.2	△ 9.7	△ 18.7	△ 22.0	△ 29.9	△ 36.3	△ 32.3	△ 25.2	△ 25.2	

(注) 1 民間給与および総務省労働時間数については、規模30人以上の事業所を対象とした。  
 2 消費支出については、集計世帯数は、平成20年4月から平成21年4月までの1か月平均を示す。  
 3 福井県の平成21年4月の完全失業率については、4月から6月の平均を示す。